

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨届出があった。

平成18年12月1日

盛岡地方振興局長 千葉英寛

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) 滝沢菓子複合店舗 岩手郡滝沢村滝沢字菓子 95 番 1
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称 ダイワロイヤル株式会社
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
 - ア 株式会社ツルハ
 - イ 株式会社大創産業
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成19年7月16日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,899 平方メートル
- (6) 駐車場の収容台数及び自動車の出入口の数
 - ア 収容台数 106 台
 - イ 出入口 2 箇所
- (7) 駐輪場の収容台数 56 台
- (8) 荷さばき施設の面積 83 平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量 13 立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前9時から午後9時まで
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後9時30分まで
- (12) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで

2 届出年月日 平成18年11月15日

3 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び滝沢村役場